

高松市・香川町合併協議会

## 第 1 5 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 7 年 1 月 2 4 日（月）

午後 1 時 3 0 分

場 所：香川県自治会館 7 階会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 4 3 号	農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号） について（第 1 3 回会議提案：継続協議） -----	1
協議第 4 6 号	コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号） について（第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	4
協議第 4 7 号	児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	7
協議第 4 8 号	環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	1 0
協議第 4 9 号	建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	1 3
協議第 5 0 号	下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	1 6
協議第 5 1 号	社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	1 9
協議第 5 2 号	文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	2 2
協議第 5 3 号	その他の事業（女性政策） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	2 5
協議第 5 4 号	その他の事業（契約制度） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	2 6
協議第 5 5 号	その他の事業（葬斎関係事業） （協定項目第 2 4 - 2 4 号）について （第 1 4 回会議提案：継続協議） -----	2 7
協議第 5 6 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について -----	2 8
協議第 2 8 号	建設計画（協定項目第 2 5 号）について （第 1 1 回会議提案：継続協議） -----	3 0

### ( そ の 他 )

事務事業の調整について -----	3 1
-------------------	-----

協議第 4 3 号 ( 第 1 3 回会議提案 : 継続協議 )

農林水産関係事業 ( 協定項目第 2 4 - 1 5 号 ) について

農林水産関係事業 ( 協定項目第 2 4 - 1 5 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 5 号	農林水産関係事業
<p>( 第 1 3 回会議提案分 )</p> <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p><u>香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</u></p> <p><u>香川町が実施している農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</u></p> <p>香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐものとする。</p> <p>香川町のふるさと物産まつりについては、現行のとおり実施する。</p> <p>( 今回修正案 )</p> <p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助、営農施設等整備事業補助及び地区農業振興推進協議会の委員手当としての報償金については、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p><u>香川町が実施している農業機械銀行、地区農業振興推進協議会、酪農研究会、香川町養鶏組合、園芸団体及び農業経営者協議会の活動に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。</u></p> <p><u>香川町が実施している有害鳥獣駆除対策補助事業に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。</u></p> <p>香川町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の農林漁業公庫資金償還金については、高松市が引き継ぐものとする。</p> <p>香川町のふるさと物産まつりについては、現行のとおり実施する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 農林水産関係事業(協定項目第24-15号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、農林水産関係事業について協議された市 8市

#### 大船渡市

(農道、林道の取扱い)

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

(水路の取扱い)

大船渡市の制度に統一する。

#### 廿日市市

1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。

2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。

3 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。

4 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。

#### 呉市

1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

2 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

#### 新居浜市

1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、農林水産関係事業について確認された市の事例

##### 秋田市

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

##### 豊田市

農業用施設の維持管理は、合併時に豊田市の例により統一する。  
ただし、広域農道（加茂広域農道、奥三河広域農道）等幹線農道については、合併時までに町村道認定を行い、市道として豊田市に引き継ぐ方向で調整する。

##### 倉敷市

農林水産関係事業の取扱いについては、原則として、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町の土木常設委員及び真備町の土木専門委員については、現行どおり存続し、平成20年度から倉敷市の農業土木委員制度に統一するものとする。
- 2 真備町のため池、水路及び農道の新設、維持補修にかかる受益者負担金徴収制度は、合併時に廃止するものとする。
- 3 用排水路等の使用許可の取扱いについては、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 農業集落排水使用料については、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 農業集落排水分担金については、現対象区域は現行どおりとし、合併後の新規対象区域からは倉敷市の制度を適用するものとする。

##### 松山市

- 1 合併時に、松山市は北条市及び中島町の農業振興整備計画を引き継ぐ。
- 2 土地改良事業にかかる地元分担金については、松山市の制度・方式に統一する。  
合併前から、北条市及び中島町で実施している松山市規則等の事業区分に該当する事業については、平成16年度中は、現行制度を適用する。松山市規則等の事業区分に該当しない事業については、原則、北条市民・中島町民の負担率増とならないように調整を行い、合併までに新市の規則等の改正を行う。
- 3 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

協議第46号（第14回会議提案：継続協議）

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-5号	コミュニティ施策
<p>コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、コミュニティ施策について協議された市 6市

### 潮来市

住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。ただし、土曜日の窓口開庁業務については、本庁舎のみの対応とする。

### 大船渡市

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

### 新居浜市

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

### 新発田市

- ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年度は現行どおりとする。
- イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。
- ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。
- エ 郷人会組織である城下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## コミュニティ施策（協定項目第24 - 5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、コミュニティ施策について確認された市の事例

##### 宇都宮市

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併と同時に宇都宮市の例により任意団体の長として取扱う。
- 3 自治会への補助金等については、段階的に宇都宮市の例により統一する。
- 4 コミュニティ活動については、更に充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していくものとする。

##### 長崎市

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。

なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

##### 鹿児島市

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。



協議第 4 7 号 ( 第 1 4 回会議提案 : 継続協議 )

児童福祉事業 ( 協定項目第 2 4 - 9 号 ) について

児童福祉事業 ( 協定項目第 2 4 - 9 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 9 号	児童福祉事業
<p>児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。</p> <p>香川町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時において廃止する。</p> <p>香川町の地域子育て支援センター事業 ( 直営 ) については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 3 年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、無償貸与方式とするものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 児童福祉事業(協定項目第24-9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、児童福祉事業について協議された市 9市

### 新潟市

保育料については、合併時、黒埼町に居住している保護者に対する経過措置を設け、合併後1年度目から3年度目にかけて調整する。

### 大船渡市

#### (1) 保育所の取扱い

三陸町の保育所は、大船渡市に引き継ぐものとし、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から大船渡市の例による。

#### (2) へき地保育所及び託児所の取扱い

三陸町のへき地保育所及び託児所は、大船渡市に引き継ぐものとする。

### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

### 新発田市

#### 児童・母子福祉

ア 保育料については、平成15年度は、両市町それぞれの保育料を適用し、平成16年度から新発田市の階層区分に統一する。ただし、経過措置として、増額となる階層については、平成16年度から17年度にかけて階層間の増額差額を、2分の1ずつ段階的に引き上げる。なお、同一世帯から2人以上入園している場合の減額措置については、3人目以降の料金を、平成16年度から無料とする。

イ 延長保育については、合併時、新制度を適用する。利用料については、豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

ウ 一時保育については、新発田市の制度を適用する。ただし、利用料については豊浦町の現行料金を超えない範囲で調整する。

エ 保育園通園バス支援事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとし、合併後、新市で調整する。

オ 豊浦町の母子手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

カ 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 児童福祉事業（協定項目第24-9号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、児童福祉事業について確認された市の事例

##### 秋田市

児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

##### 鹿児島市

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成16年10月31日までに子を出産した者については、現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成16年10月31日までに子を出産した者については、現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、平成17年度に子が小学校に入学する者については、現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、平成17年度に廃止するものとする。

##### 堺市

障害者・母子家庭・乳幼児医療費助成については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

公立保育所の運営については、当面はそれぞれの方針を維持する。

保育所保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

協議第48号（第14回会議提案：継続協議）

環境対策事業（協定項目第24-13号）について

環境対策事業（協定項目第24-13号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-13号	環境対策事業
<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業（手数料）に係る香川町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p> <p>衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度までは現行のとおりとする。</p> <p>香川町の下倉貯留槽については、し尿中継用貯留施設として継続して使用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 環境対策事業(協定項目第24-13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、環境対策事業について協議された市 8市

#### 新潟市

黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

#### 潮来市

清掃業務粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までに新たな制度を確立するものとする。

#### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。筑南地方広域行政事務組合が実施しているごみ・し尿の中間処理等については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。なお、ごみの分別、収集運搬体制については、合併後速やかに調整するものとする。

#### 福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、内海町のごみ分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

#### 廿日市市

- (1) 3市町村のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処分手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。
- (2) 3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

#### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金を含む)については、当分の間、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 環境対策事業（協定項目第24-13号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、環境対策事業について確認された市の事例

##### 豊田市

ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については、原則として合併時に豊田市の方式に統一する。

ただし、稲武町区域のごみの分別の種類、ごみ袋の価格等については、当面現行のとおりとし、北設広域事務組合と調整の上、合併後に検討する。

ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。

ごみの収集方式及び収集体制等は、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

##### 岡崎市

###### 1 廃棄物の対策等について

廃棄物の対策等については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

ただし、合併時までに額田町地域を含めた一般廃棄物処理実施計画の調整を図るものとする。

###### 2 ごみの処理について

ごみの分別の種類、収集回数、収集方法等のごみ処理については、原則として合併時に岡崎市の制度に統一する。

###### 3 資源回収について

資源回収については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

ただし、額田町地内の拠点回収事業については、住民の意向を踏まえて調整を図るものとする。

###### 4 し尿処理について

額田町のし尿処理の収集方法については、合併時に岡崎市の許可制度に切り替える。

し尿収集運搬手数料については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

###### 5 合併浄化槽補助事業について

合併浄化槽補助事業については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

###### 6 各種許認可等の事務

各種許認可等の事務については、合併時に岡崎市の制度に統一する。

協議第49号（第14回会議提案：継続協議）

建設関係事業（協定項目第24-16号）について

建設関係事業（協定項目第24-16号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-16号	建設関係事業
<p>建設関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。</p> <p>合併時において、香川町地域の継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業に係る香川町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。</p> <p>水防に係る香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 建設関係事業(協定項目第24-16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、建設関係事業について協議された市 6市

#### 大船渡市

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

#### 廿日市市

- (1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。

#### 呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ、地域の振興に努めるものとする。
- (3) 町道、公園、住宅、漁港施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

#### 新居浜市

- (1) 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- (2) 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- (3) 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

#### 新発田市

- ア 豊浦町の農業土木事業補助制度は、廃止する。ただし、農地・農用施設の維持管理は、新発田市の制度を適用する。
- イ 市道認定基準については、新発田市の制度を適用する。ただし、豊浦地区における市道認定において、豊浦町の「道路認定における用地買収費の30%を補助する制度」は、生活道路に限り、平成16年3月31日まで適用する。
- ウ 豊浦町の農村総合モデル補完排水対策事業は、廃止する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)



## 建設関係事業（協定項目第24-16号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、建設関係事業について確認された市の事例

##### 宇都宮市

###### （建設関係）

- 1．道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- 2．道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3．道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4．河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5．住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

###### （都市計画）

- 1．都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。
- 2．都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。
- 3．区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4．区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

##### 岐阜市

都市計画については現行のとおりとし、合併後、速やかに都市計画区域の再編等を検討するものとする。

協議第50号（第14回会議提案：継続協議）

下水道事業（協定項目第24-19号）について

下水道事業（協定項目第24-19号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-19号	下水道事業
<p>下水道事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。</p> <p>水洗便所改造資金支援制度により、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用するものとする。</p> <p>香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 下水道事業(協定項目第24-19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、下水道事業について協議された市 8市

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

- (1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設供用開始前に統一の方向で調整を図る。
- (2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱い大船渡市の例による。

つくば市

荃崎町及び筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。ただし、受益者負担金、徴収方法等については、合併後速やかに調整する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 新市町の下水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。
- 下水道事業受益者負担金については、合併前の新市町の賦課対象区域にあっては、新市町の条例によるものを踏襲する。
- 取付枅設置基準については、合併時に新市町における受益者負担金の賦課区域にあっては、新市町の従前の例によるものとする。

廿日市市

- (1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- (2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- (3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 下水道事業（協定項目第24-19号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、下水道事業について確認された市の事例

##### 岐阜市

###### 2. 下水道事業

- (1) 下水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- (2) 下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- (3) 下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担金については、現行単価とする。また、笠松町については、未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。

##### 倉敷市

下水道事業については、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町、真備町の下水道事業については、合併後も引続き継続的に整備していくものとする。
- 2 下水道使用料については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとし、2町で既に収納済みの受益者負担金がある場合は、合併までにそれぞれにおいて適正に処理するものとする。

##### 長崎市

下水道事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民負担の激変緩和を図るため、下水道使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一料金とするものとする。  
なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

##### 鹿児島市

- 1 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

協議第 5 1 号 ( 第 1 4 回会議提案 : 継続協議 )

社会教育事業 ( 協定項目第 2 4 - 2 2 号 ) について

社会教育事業 ( 協定項目第 2 4 - 2 2 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の子ども会活動の促進、PTA 活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の学校週 5 日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く 2 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の校区子ども会、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から 4 年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。</p> <p>香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。</p> <p>香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。</p> <p>香川町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 社会教育事業(協定項目第24-22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、社会教育事業について協議された市 8市

### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、公立幼稚園の入園料・授業料、学校給食費、各公民館で実施されている講座等については、合併後速やかに調整する。

### 廿日市市

(1) 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。

(2) 3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。

### 呉市

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

(2) 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

### 新居浜市

(1) 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。

(2) 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

### 新発田市

(社会教育)

ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。

イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。

ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 社会教育事業（協定項目第24 - 22号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、社会教育事業について確認された市の事例

##### 宇都宮市

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

##### 岐阜市

- 1 公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、調整するものとする。
- 2 成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 3 総合体育大会等各種事業については、各地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツの振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。  
なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。
- 4 各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

##### 奈良市

公民館については、月ヶ瀬地区に地区公民館1館（現月ヶ瀬文化センター）を、都祁地区に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、管理運営等は奈良市の制度に統一する。

月ヶ瀬村及び都祁村の体育施設については、奈良市に引き継ぐものとする。  
使用料及び管理運営については、奈良市の制度に統一する。

体育・スポーツ大会については、奈良市の制度に統一する。  
月ヶ瀬地区、都祁地区で実施される各種大会については地区スポーツ団体において存続する。

協議第 5 2 号（第 1 4 回会議提案：継続協議）

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。</p> <p>香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>香川町文化協会に対する補助については、合併時まで調整する。</p>		

平成 年 月 日 確認



(資料)

## 文化振興事業(協定項目第24-23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、文化振興事業について協議された市 6市

### 新潟市

黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

### 大船渡市

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。  
三陸町が経営するブックワールド椿は、大船渡市に引き継ぐものとする。

### 新発田市

豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けよう調整する。

### 廿日市市

佐伯町及び吉和村ノ指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

### 呉市

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。
- (3) 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 文化振興事業（協定項目第24 - 23号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、文化振興事業について確認された市の事例

##### 秋田市

文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。  
ただし、一部の事務事業については廃止とする。

##### 長野市

- 1 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。
- 2 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。
- 3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併時までそれぞれにそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

##### 岐阜市

各市町の指定文化財はすべて新市に引き継ぐものとする。

##### 豊田市

- 1 文化協会等について  
文化協会等の組織は、当面現行のとおりとし、合併後組織の統合に向けて検討する。
- 2 文化財保護審議会について  
文化財保護審議会は、現行の豊田市の審議会を新市に引継ぐものとする。なお、合併後における委員の選任については、市域全体の地域性に配慮するよう努めるものとする。

##### 堺市

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。  
美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。  
東大寺サミットについては、継続して加入する。

協議第53号（第14回会議提案：継続協議）

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（女性政策）
<p>女性政策については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第54号（第14回会議提案：継続協議）

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（契約制度）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成17年1月11日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（契約制度）
契約制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 5 号 ( 第 1 4 回会議提案 : 継続協議 )

その他の事業 ( 葬斎関係事業 ) ( 協定項目第 2 4 - 2 4 号 ) について

その他の事業 ( 葬斎関係事業 ) ( 協定項目第 2 4 - 2 4 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 1 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 4 号	その他の事業 ( 葬斎関係事業 )
<p>葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場の施設の使用及びやすらぎ苑葬については、協定項目第 1 6 号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。</p> <p>香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 5 6 号

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、改めて協議を求める。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日
合併の期日については、平成 1 8 年 1 月 1 日とする。		

平成 年 月 日 確認

【参考】

（第 7 回会議での確認事項）

協定項目	第 2 号	合併の期日
合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの早い日为目标とする。 ただし、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。		

(参考)

## 「合併の期日」について

### 1 「合併の期日」選定の理由

- (1) 住民サービスに最も支障が生じない日である。
- (2) 定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市当初予算を審議する3月定例会市議会に参加できる。
- (3) 年末年始の休日(6連休)を挟んでおり、特に電算システムの移行を含め、合併移行事務その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、最も円滑に対処できる日である。
- (4) 中核市を始め、全国的にも、最も合併の事例が多い日である。

### 2 先進地域の事例

中核市等	合併の期日	合併関係市町村
新潟市	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町 【1市1町】
福山市	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町 【1市2町】
鹿児島市	H16.11. 1	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町 【1市5町】
鳥取市		鳥取市、国府町、河原町、用瀬町、気高町、鹿野町、青谷町、福部村、佐治村 【1市6町2村】
前橋市	H16.12. 5	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村 【1市1町2村】
高知市	H17. 1. 1	高知市、鏡村、土佐山村 【1市2村】
松山市		松山市、北条市、中島町 【2市1町】
大分市		大分市、佐賀関町、野津原町 【1市2町】
長野市		長野市、豊野町、大岡村、戸隠村、鬼無里村 【1市1町3村】
長崎市	H17. 1. 4	長崎市、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、三和町、外海町 【1市6町】
秋田市	H17. 1.11	秋田市、河辺町、雄和町 【1市2町】
水戸市	H17. 2. 1	水戸市、内原町 【1市1町】
堺市		堺市、美原町 【1市1町】
福山市		福山市、沼隈町 【1市1町】
新潟市	H17. 3.21	新潟市、豊栄市、白根市、新津市、小須戸町、亀田町、横越町、西川町、岩室村、湯東村、味方村、月瀧村、中之口村 【4市4町5村】

注 上記は、平成11年4月1日以降に編入合併した中核市等、及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等である。

注 「中核市等」とは、中核市及び県庁所在市である。

協議第 28 号（第 11 回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 16 年 10 月 26 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認



#### 4 その他

##### (1) 事務事業の調整について